

子育て支援通信～Bridge～

No.3 平成24年4月発行

☆☆ 助かる！出産育児一時金 ☆☆

☆ 出産育児一時金とは？

被保険者及び扶養に入っているママが出産した時、加入している健康保険から子供1人あたり**42万円**（多児の場合は**42万円×人数分**）給付される制度です。

妊娠・出産は病気で病院にかかる場合と違って、健康保険が使いません。

まとまった支出の経済的負担軽減を図るため支給されるものが「**出産育児一時金**」です。

（このうち3万円は産科医療補償制度の保険料となります。）



☆ 出産育児一時金は誰がもらえますか？また申請期限は？

健康保険に加入、又は扶養に入っているママなら誰でも出産育児一時金がもらえますが、

妊娠4ヶ月(85日)以上で出産した場合に支給されます。（**流産・死産・早産などは問わない**）

原則、出産時に加入している健康保険に請求しますが、ママが前の勤め先の健康保険に1年以上加入していて、退職後6ヶ月以内に出産した場合は、勤め先の健康保険に請求することもできます。

申請期限は**出産した翌日から2年以内**です。

☆ 申請方法と手順について（加入している健康保険から産院への直接支払いの場合）

1. 支給を受ける健康保険を確認する（妊娠中）

扶養に入っているママはパパの健康保険、働いているママは自分の健康保険から支給されます。

※働いていて、社会保険に加入しているママは、自分の健康保険から出産育児一時金をもらうのが、原則です。

2. 直接支払制度の制度の合意書に必要事項を記入する（分娩予約～退院までの間）

「**直接支払制度**」に関しての説明を受けます。直接支払を了解したら、産院から提示される書類に必要事項を記入・押印します。

3. 健康保険証を産院に提示（入院時）

入院時に、支給対象となる健康保険証を産院に提示します。



4. 実際の分娩・入院費用に応じて支払いor入金される（退院時）

分娩・入院費が42万円を超えた場合は、退院時に超過分を産院の窓口で支払います。

分娩・入院費が42万円より少ない場合は、加入している健康保険に差額申請をします。

※医療機関ともご相談ください。

（記事担当：藤井）



子育て支援エキスパート

福松

《こどもの日について》

1948年(昭和23年)の国民の祝日法により5月5日を「こどもの日」とし、「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」としています。

これ以前は「端午の節句」として男の子の健全な成長を祝う日でしたが、「こどもの日」がポピュラーになってからは男の子、女の子区別なくお祝いするようになりました。「こどもの日」の食べ物と言えば、唱歌「背くらべ」の歌詞にもでてくる「ちまき」でしょう。

ちまきは上新粉に砂糖を入れ練って笹の葉に包んでせいろで蒸したものが一般的ですが、鹿児島ではもち米を灰汁に浸し竹の皮に包んで炊いた灰汁巻きをちまきとよんでいます。

最近では多くの甘味(スイーツ)が販売されており、家庭でちまきを作る人も食べることもも少なくなったのかも知れませんが、5月の空、風の中をゆったりと泳ぐこいのほりをながめながら、懐かしい味の灰汁巻きを食べながらこどもの頃を思い起こすのもいいかも知れません。

当所のホームページから、これまでの「**子育て支援通信**」や、「**産休・育休・復職までの流れ**」がダウンロードできます。
「上東事務所」または、<http://uehigashi.jimdo.com/> で検索下さい。

（株）上東労務管理事務所 子育て支援研究室 Bridge

鹿児島市永吉一丁目6番12号 TEL 099-250-6985 FAX 099-250-6680